

your うんし

2014年
2月号

205号

前に、ネットサービス
UR都市機構
ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/>

本紙は、皆様とUR都市機構とのパイプ
役として、よりよいコミュニティづくりを
めざしています。

編集・制作：株式会社産研
TEL03-3518-2431



みかんゼリー

から栽培が本格的
に行われるように
なりました。「紀州
みかん」は別種で
古くから栽培され
ています。

ビタミンCが豊富で、
肌荒れや風邪予防に効
果。果肉の酸には便秘
改善作用があるペクチ
ンが多く、袋や白いス
ジには、ヘスペリジン
があり高血圧や動脈硬化
を予防します。



フルーツ協奏曲
ミカン (蜜柑/ミカン科ミカン属)

●原産地 日本
●多く出回る時期
●秋～冬
●主な産地 和歌
山、愛媛、静岡
●みかんには「有
田みかん」や「愛
媛みかん」などが
あり、これらはみ
な「温州みかん」
です。温州みかん
は、400年ほど
前に中国から鹿児島
島に伝わった柑橘
の種から偶然発生
した品種で、明治
から栽培が本格的
に行われるように
なりました。「紀州
みかん」は別種で
古くから栽培され
ています。

2月号の主な記事 平成26年家賃改訂特別措置/退去時の消費税率について/東日本大震災から3年、お便りを——2面
近居促進制度実施中/URにお友達をご紹介ください——3面 住まいセンターだより——6面

こちら くらしの探偵社 子どもたちを事故から守る

交通事故を防止しましょう



※参考資料：警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/kodomo/kodomo01.htm>

子どもの交通人身事故で多いのは、
●道路横断中
●自宅付近
●夕方の時間帯
●自転車の事故



まだまだ寒いこの頃ですが、
やがて春が来て暖かくなると、
子どもたちの行動範囲も広が
り、事故が増えてきます。
そこで今回は、子どもたちを
事故から守るポイントを紹介
します。

交通事故防止のポイント

信号に従っていても、横断歩道を
渡っていても、必ずしも安全では
ありません。右折や左折をする車、
無理矢理交差点に進入してくる
車、歩行者に気づいていない車な
どもあり、必ず右左の安全確認を
して、運転手が自分に気がついて
いるかを確認してから
渡りましょう。

これは自転車の場合ですが、自
転車の交通事故では、一時停止
の標識のある交差点での飛出し
や、見通しの悪い交差点での安
全確認をしなかったことが原因
の大半を占めています。
必ずいったん止まって、右左の
安全を確認しましょう。

①横断前に周囲の安全確認をし
ましょう！
信号機のある交差点を横断する
ときは、青信号に従って横断し
ましょう。この時、青信号に変
わってもすぐに渡らず、周囲の
安全を確認して、右左折する車
に注意して渡りましょう。

②横断歩道を渡りましょう！
近くに横断歩道があるのに横断
歩道以外の場所を渡ったり、道
路を斜めに横断することはとて
も危険です。

③危険な横断はやめましょう！
駐車車両の直前・直後や走行車
両の直前・直後から道路を横断
することは大変危険です。
④いったん止まって安全確認を
しましょう！



・自転車は車道通行(左側
通行)が原則です。子ども
(13歳未満)は歩道を走るこ
とができます。
・歩道では車道寄りをゆっ
くり進みましょう。歩行者
が多いときは自転車から降
りて押して歩きましょう。



団地内の転落事故を防止しましょう



◎住宅内の腰高窓などの「手
すり」のそばに置かれた家
具や箱等を踏み台にした
り、窓の敷居等に登ったりして、
転落事故が発生することが
ありますので、ぜひ注意し
てください。



◎バルコニーの手すりのそ
ばに幼児にとって踏み台と
なる物を置くことは転落事
故につながりますので、絶
対におやめください。



まんがキャラクター・ウノ・カネリ
参考資料：引用：警視庁ホームページ



背景写真：フレール
西新井中央公園

平成26年度家賃改定特別措置（更新申請・新規申請）のご案内

UR都市機構では、一定の要件に該当する高齢者世帯等の方に対して、居住の安定に配慮させていただくこととして、家賃改定に伴う家賃の上昇を抑制する特別措置を講じております。

この特別措置では、低所得の高齢者・母子・障がい者・子育て及び生活保護世帯を対象としております。適用要件に該当される方は申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、継続してこの特別措置の適用を受けていただくには、毎年度、受付期間内に更新申請をしていただく必要があります。

平成25年度に特別措置の適用を受けている方が、平成26年度も継続して特別措置の適用を受けていただくには更新申請が必要です。現在、更新申請を受け付けておりますので、申請が済みでない方は、お早めに申請いただきますようお願いいたします。

〔生活保護世帯として特別措置の適用を受けている方につきましては、平成26年度の生活保護の住宅扶助限度額が確認でき次第（平成26年3月中旬ごろ）、UR都市機構から申請関係書類を送付させていただきます。〕

更新申請手続きについて

- 平成25年度に、この特別措置の適用を受けている方が申請できます。
- 更新申請の対象者の方々に郵送しております『家賃改定に伴う特別措置適用申請書(更新世帯用)』にご記入の上、必要書類を添えて、最寄りの管理サービス事務所または住まいセンター等までご申請ください。
- 申請期間:
高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方の受付期間は平成26年2月28日(金)まで〔生活保護世帯の方の受付期間は、平成26年3月中旬から平成26年3月31日(月)まで〕

新規申請手続きについて

- 平成26年4月の家賃改定で家賃が引上げとなった方が申請できます。
- 管理サービス事務所や住まいセンター等でお渡しする『家賃改定に伴う特別措置適用申請書(新規世帯用)』にご記入の上、必要書類を添えて、最寄りの管理サービス事務所または住まいセンター等までご申請ください。
- 申請期間:
平成26年2月10日(月)から平成26年6月30日(月)まで
※ 期間内に申請が出来ない場合はお申し出ください。

—申請手続きはお早めに—

(建替事業に伴う特別措置とは異なりますので、ご注意ください。)

申請手続きに関するお問合せは、お住まいの団地を管理している支社等または住まいセンター等までお問合せください。

※ 現在、特別措置の適用を受けていない方のうち、要件を満たしていると思われる方は、管理サービス事務所または住まいセンター等までご相談ください。

退去時の修理費負担額に係る消費税率について

■イメージ図



お住まいの住宅の契約を解除して退去されるときは、14日以上の予告期間が必要となりますが、平成26年4月1日から消費税率が変更となることに伴い、契約解除日が平成26年4月1日以降となるものは、修理費負担額に係る消費税率は8%となりますので、ご注意ください。

東日本大震災から3年、お便りをお寄せください

～ UR都市機構は一日も早い東北の復興へ全力で取り組んでいます ～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年。UR都市機構は、発生直後から現地に職員を派遣し、応急仮設住宅の建設支援や避難された方々へのUR賃貸住宅の提供など復旧活動に取り組まれました。また、同年には、国土交通省からの要請を受け、現地に体制を整えて、復興計画策定などの支援を行っています。

北は岩手県野田村から南は福島県いわき市までの3県20市町村で、復興公営住宅の建設など復興まちづくり支援を行い、現地では330人の職員が全力で業務を行っています。復興公営住宅は、15市町3054戸（約7000人相当分※、平成26年2月1日現在）を整備し、そのうち4市町165戸が完成しています。

※平成22年度国勢調査に基づく1世帯当たりの平均世帯人数から推計



大館町大ケロ



大館町屋敷前



釜石市花露辺



UR賃貸住宅にお住まいの皆さまと被災された方との心温まる交流やエピソード、継続している支援、防災について日頃から行っているちょっとした生活の工夫や取り組みなど、団地や個人で行っていることをお便りでお寄せください。

お便りには、「被災された方とのエピソードや日頃から行っている防災の取り組み」のほか「住所、氏名、電話番号、性別、年齢」をご記入の上、次の宛先までお送りください（平成26年3月末日必着）。URからご連絡の上、URの広報媒体に採用させていただいた方には薄謝を進呈いたします。

—宛先—
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町
6-50-1 横浜アイランドタワー
UR都市機構 カスタマーコミュニケーション室
広報チーム

※お送りいただいたお便りは、ご返却いたしませんので、予めご了承ください。

お住まいの皆様へ耳寄りなお知らせです!!

お知らせ ①

5年間5%割引!

近居促進制度実施中!!

子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯の双方が

同一団地、隣接する団地、概ね半径2キロ圏内の団地

のいずれかに近居することとなった場合

新しくご入居いただく世帯の家賃を

5年間5% (※) 割引します!!

詳しくはお近くのUR営業窓口へ!!

孫の顔がいつでも見られるし、
万が一の時も安心♪



忙しいときに子供の面倒を
見てもらえて助かるわ♪



世帯要件	子育て・高齢者等世帯	支援世帯
	・高齢者(満60歳以上の方)がいる世帯 ・子ども(同居する20歳未満の子、妊娠中を含む)がいる世帯 ・障がい者(4級以上の身体障がい又は重度の知的障がい等のある方)がいる世帯	・子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族がいる世帯

- ◆ **注意事項**
- ※ 割引期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居が成立すること、親族関係を証明する書類により確認を行います。なお、近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納している場合は家賃の割引は適用されません。また、毎年1月1日時点での近居状況を確認し、近居が成立していない場合には、同年3月31日をもって割引を終了します。
 - ※ 一部対象外となる団地や住戸があります。

お知らせ ② URにお友達をご紹介します!!



ご紹介を受けた方が、UR賃貸住宅へ新規契約・ご入居された場合、金券をプレゼントいたします。

- ※ お住まいの地域によってプレゼントの内容や適用条件等が異なる場合がございます。
- 詳細は、お近くのUR営業窓口までお問い合わせください。

賃貸住宅の契約解除(退去)の手続き

契約解除は14日以上前までに機構までお届けください

① 契約解除(退去)のお届けは14日以上前までに
 契約を解除するときには、14日間の予告期間が必要で、退去が決まりましたら、退去する日の14日以上前に「賃貸住宅賃貸借契約解除届」を管理サービス事務所または管理連絡員にご提出ください。予告期間は14日に満たない場合には、解除届提出の翌日から起算して14日が契約解除日となります。なお、契約解除日以前に退去されても、契約解除日までの日割賃料をいただくこととなります。契約解除届をご提出いただきますと、機構では次の入居者のあつせん手続きに入りますので、契約解除の取り消しや契約解除日の延期はできません。余裕を持って契約解除日を設定してください。

② 修理費用の決定(査定)
 退去届を受理いたしますと、退去日までに機構から住宅の損耗の程度の調査にお伺いいたします(調査日時につきましては、平日の10時〜16時の間となります)。この調査では、居住期間中の住宅の汚損、毀損などをとに、お客様にご負担いただく修理費用を決定いたします。契約解除日が平成26年4月1日以降となるものは、修理費負担額に係る消費税相当額を算定する消費税率は8%となりますので、留意ください。

③ 鍵の返還
 入居時にお渡しした住宅等の鍵は、住宅とともにお客様にお貸ししたものです。退去の際は、当初お渡ししたすべての鍵を管理サービス事務所(または管理連絡員)にお返しください。当初お渡しした鍵を一本でも紛失している場合は、その費用をお支払いいただきます。なお、複製された鍵は本数に数えません。

④ お客様が設置したものの撤去
 退去の際は、住宅や物置等にお客様が設置したものは必ず撤去してください。集合郵便受箱の錠前も忘れず撤去してください。網戸につきましては、状態の悪いものはお客様に撤去していただきます。

⑤ 敷金の返還
 敷金は、お客様にご負担いただく修理費用、敷金返還のための送金手数料等(万、未納の家賃等がある場合はこれを含みます)を控除した上で、精算を行います。精算額については、契約解除日から21日以内に返還されます(銀行口座への返金が基本となります)。ただし、前月分までの家賃等の収納状況の確認が遅れる場合は、精算後の敷金の返還はその期間内に返還されない場合もありますので、ご了承ください。なお、精算額が敷金を超える場合は、退去までに不足分を現金にてお支払いいただきます。

⑥ その他
 電気・水道・ガス・熱供給等の各事業者に退去の通知をし、退去日までに使用料金の精算を行ってください。新聞等の配達停止と精算もお忘れなく。

家賃等の一時払い制度

一定期間の家賃及び共益費をまとめて前払いすることで、その期間中、割引いた家賃等でお住まいいただけます。

- ① 一時払い契約期間を、1年から10年までの1年単位でお選びいただけます。
- ② 一時払い契約期間に応じた割引率により家賃等が割引されます。

《参考》家賃等が10万円の場合の割引額 ※平成26年2月

一時払い期間	割引率	割引額	(1か月当り換算)
1年	0.363%	2,400円	(200円/月)
3年	0.364%	20,200円	(561円/月)
5年	0.365%	55,400円	(923円/月)
10年	0.365%	218,200円	(1,818円/月)

- ③ 一時払い契約期間中に賃貸借契約が解除となった場合には、残りの期間の家賃等はお返しいたします。 ※ただし、返還額については、別途再計算となります。

※当該制度の対象者は、賃貸借契約をされている個人の契約者のみで、法人の契約者は対象外となります。

《お問合せ先》 分譲管理・収納センター(一時払い担当) 03-3347-5037

犬猫の飼育は禁止です

賃貸借契約第17条
 動物飼育の禁止(借主は)、賃貸住宅のある団地内において、小鳥及び魚類以外の動物を飼育してはなりません。

動物飼育の禁止(借主は)、賃貸住宅のある団地内において、小鳥及び魚類以外の動物を飼育してはなりません。

ペット共生住宅を除く団地では犬猫等、動物飼育は禁止です。飼育している方は愛着を持っておられますが、団地のように入居者が多く、大勢の方が住んでいる所では、動物に対して恐怖、嫌悪感をお持ちの方や、アレルギーがある方もいらっしゃるかもしれません。また、鳴き声などで困り活のマンナを守り、犬・猫等の飼育は絶対に止めてください。



口座振替のお申込みは、金融機関窓口で受付けています。

共用灯の球切れについて(お願い)

お住まいの団地の共用灯は、球切れが発生の都度交換しております。

球切れ、球の黒化(両端の黒ずみ)またはフリッカー現象(光のちらつき)にお気づきの場合は、管理サービス事務所、住まいセンターまたは住宅管理センター及びクリーンメイト(清掃作業員)にお声がけくださいますようお願いいたします。

家賃等のお支払いは、便利な口座振替をご利用下さい！
 (口座振替日は、賃貸借契約に定める支払期日です。支払期日が休日の場合は、翌営業日となります。ただし、その日が3月31日かつ休日の場合は、その前営業日です。) 預貯金口座の残高確認をお忘れなく！

UR都市機構では、家賃等のお支払いにつきましては、機構の指定する銀行、信用金庫又はゆうちょ銀行の口座振替によりお願いいたしております。

まだ手続きをお済みでないお客様は、団地の管理サービス事務所又は住まいセンター等におたずねください。

住まいセンターだより

総合版

住まいセンター等の連絡先一覧

- 東京東住まいセンター (東京東エリア経営センター)
☎03-5600-0811(代)
墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル7階
- 城北住まいセンター
☎03-3842-4611(代)
台東区東上野 5-2-5 下谷ビル4階
- 東京北住まいセンター
☎03-5954-4611(代)
豊島区西池袋 1-11-1 メトロポリタンプラザ15階
- 東京南住まいセンター
☎03-5427-5960(代)
港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル3号館1階
- 北多摩住まいセンター
☎042-521-1341(代)
立川市曙町 2-34-7 ファーレーストビル10階
- 南多摩住まいセンター
☎042-373-1711(代)
多摩市永山 1-5 ベルパ永山6階601号室
- 千葉住まいセンター (千葉エリア経営センター)
☎043-270-5151(代)
千葉市美浜区高洲4-5-15
- 千葉西住まいセンター
☎047-474-1191(代)
船橋市前原西 2-12-7 津田沼第一生命ビル3F
- 松戸住まいセンター
☎047-368-3800(代)
松戸市松戸 1307-1 松戸ビル13階
- 松戸住まいセンター 茨城分室
☎029-853-1365(代)
茨城県つくば市竹園 1-12-2 第3-ISSEIビル2階
- 横浜住まいセンター
☎045-312-1131
横浜西区北幸 1-1-8 エキア横浜7階
- 神奈川西住まいセンター
☎0466-26-3110
藤沢市藤沢 462 日本生命藤沢駅前ビル9階
- 横浜南住まいセンター
☎045-835-0061
横浜市港南区港南台 3-3-1 港南台 214ビル3階
- 東埼玉住まいセンター
☎048-941-5311(代)
草加市松原 1-1-6 ハーモニスタワー松原3階
- 浦和住まいセンター
☎048-885-9471(代)
さいたま市南区南浦和 2-41-5 メゾン大東ビル
- 西埼玉住宅管理センター
☎049-263-2111(代)
ふじみ野市麓ヶ丘 1-2-27-301 13上福岡二番館3階
- 北海道住まいセンター
☎011-261-9277
札幌市中央区北3条西3-1-44 ヒューリック札幌ビル5階
- エムエスマンションマネージメントサービス(株)(北海道函館地区)
☎0138-22-5180
函館市若松町 2-5 明治安田生命函館ビル6階
- 宮城県住宅供給公社
☎022-263-0322
仙台市青葉区上杉 1-1-20 ふるさとビル内都市機構・公社住宅課、保全課
- 新潟県住宅供給公社
☎025-285-6111
新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル

水漏れ・排水詰り・断水・停電などの緊急事故時の連絡先

- 東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・茨城県にお住まいの方:
日本総合住生活(株)緊急事故受付センター
0570-002-004又は048-839-0901
- 宮城県: 総合警備保障(株)
022-213-8750
- 北海道: 緊急事故受付センター
011-261-7425
- 北海道(函館地区): セントラル警備保障株式会社
0138-31-8171
- 新潟県: 新潟県住宅供給公社電話代行サービス
025-280-1894

手軽に使える プチ知恵袋

暮らしのなかで
知っていると
意外と役立つ
知恵のあれこれ



●魚のおいが手についたとき

魚をさばいたり調理したりすると手に生ごさい臭いが付いてしまい、洗ってもなかなか取れません。そんなときは、アルカリイオン飲料水で洗い流すと臭いが取れます。

●米のとぎ汁の利用法

お米のとぎ汁で床をふくと光沢が得られます。これは、米ぬかの成分が床に膜をつくり、ワックスの効果を果たすため。自然のものだから体にも安心です。

●食品用ラップの簡単なはがし方

ラップの端がロールに張り付いて取りにくくなってしまったら、箱からラップを取り出して冷凍庫へ。5～6分ほど入れておけば、簡単にはがすことができます。

●浴室の鏡のくもり取り

お風呂に入ると湯気がすぐにくもってしまう浴室の鏡。そんなときは、石けんやシャンプーを少し手にとって鏡にぬり、その上からお湯をかけるとしばらくの間はくもりません。また、ジャガイモを切って、切り口を鏡にこすりつけると、ジャガイモのでんぶが、くもり止めの役割をしてくれます。

●石鹸のリサイクル

小さくなった石けんは、いくつかまとめてリサイクルを。石けんを細かく切り、ボトル容器に入れて石けんがひたるくらいの熱湯を注ぎます。それをシェイクして石けんを溶かし、冷ませば大きな石鹸のできあがり。

●洋服のテカテカ解消

学生服などがテカテカになったときは、酢と水を1対2の割合で混ぜて、コップ半分位の量の酢水を作ります。それをタオルに含ませて気になる部分に軽く塗り、低めの温度でアイロンをかけるとテカテカが消えます。

出典：おばあちゃんの知恵袋
www.d-rata.co.jp/chie/

*ご紹介した知恵は条件等により必ずしも効果を保証するものではありません。

免疫力アップや美肌効果の高いビタミンCが豊富なキャベツで

*キャベツ

ジャガイモは、ビタミンCが加熱しても損失が少ないのが特徴ですが、皮のままだと丸ごとゆでたほうが栄養を損ないません。

また、ジャガイモのビタミンCは加熱しても損失が少ないのが特徴ですが、皮のままだと丸ごとゆでたほうが栄養を損ないません。

*タマネギ

タマネギの辛み成分である硫化アリルには代謝を促進する効果などがありますが、水に溶けやすく、熱を加えると成分が変わってしまうので生食がおすすめ。2～3分水にさらし、調理したらすぐに食べましょう。

また、ジャガイモのビタミンCは加熱しても損失が少ないのが特徴ですが、皮のままだと丸ごとゆでたほうが栄養を損ないません。

*ヤマイモ

栄養価の高いヤマイモはすりおろすことで消化酵素の働きが最大限に発揮されます。ネバネバ成分に豊富なムチンは滋養強壮や美肌に効果があるので、とろろにして食べましょう。

*トマト



強い抗酸化作用があるリコピンは、オイルをかけて食べたり加熱すると吸収率がよくなる

*オクラ



消化を助けるベクチンが含まれ、生のまま刻んで食べると効果的。固い場合はサッとゆでる

なるほど 情報café

栄養を逃さない 野菜の食べ方

健康のためには野菜をたくさん食べたほうがいいといわれますが、調理法によってはせっかくの栄養が損なわれてしまうことも。そこで栄養をしっかりと吸収するために覚えておきたい野菜の食べ方を紹介します。

*ダイコン



また硫化アリルはビタミンB1の吸収を促進するので、ビタミンB1が豊富な豚肉と一緒に食べるのもアイデアです。一方で、タマネギを酸化させたリ加熱することで現われるトリスルフィドは、血液をサラサラにする効果があります。この栄養を損らなければ加熱するか、サラダなら少し時間をおいてから食べるようにしましょう。

*ゴボウ



ビタミンAは油で炒めると吸収率アップ。煮るときは植物繊維豊富なワタも一緒に

*カボチャ



読者からの おたより

幸せな団地生活

松戸小金原団地に越してきて2年が過ぎました。とても幸せです。

まわりには商店街があり、自分が生きてきた道が全部小金原団地にありました。

団地の集会所ではカラオケもしています。団地内は花できれいで、我が家の窓の外には1本の大きな木があります。

若い頃の苦労も小金原団地に越してきたお陰で全部良い思い出になりました。感謝しています。

(千葉県・小金原団地・匿名希望・72歳)



彼が子どもだった頃、近くの中学校の校庭で父親と手作りの凧を揚げた姿が目につきました。(神奈川県・虹ヶ丘団地・原邦子)

をしている父子を見かけました。バス停に行くと、父が足をとめて見えました。かつてはお正月の風物詩だった凧揚げと羽根つき、今やすっかりすたれてしまったんです。父子の微笑ましい風景を見ていたようでした。

東京在住の50を過ぎた息子には小4の男の子がいるのですが、たぶん父子で凧揚げなどしたことないでしょう。

おもしろ子どもランド ギャラクシティ

東京都足立区



▲西新井駅から徒歩約3分
▲高さ3m、長さ10mの本格的なクライミングウォール

「たくましく生き抜く力を育む」を基本理念に、2013年4月リニューアルオープンした子どものためのエデュテインメント(教育+娯楽)施設。館内にはボルダリングが楽しめる「クライミングバーク」や国内最大級のネット遊具「スペースあすれちっく」をはじめ、床や壁に映し出された映像を自分の体でコントロールする「デジタルきんばす」、直径23mの大型ドームを備えたプラネタリウム「まるちたいけんドーム」など、さまざまな遊びを満喫できる設備が揃っています。週末を中心に工作や実験、クッキングなどの体験プログラムも行われ、子どもの夢やチャレンジ精神を育む工夫がいっぱい! 大人が利用できる施設や時間帯もあり、子どもだけでなく大人もワクワクできるスポットです。

◆所在地: 足立区栗原1-3-1

◆問い合わせ: ☎03-5242-8161

◆開館時間: 9時~21時30分(子ども体験エリアは18時まで。プラネタリウムの投影時間はHPをご確認ください)

◆休館日: 第2月曜(月曜が祝日の場合は翌日)

*8月は無休。1、3、9月に連続休館あり

◆入場料: 無料(プラネタリウム小中高生100円、大人500円、体験イベントは内容によって材料費や受講費が必要)

◆URL: <http://www.galaxcity.jp>

バランス感覚を養う3階建てのネット遊具

「ものづくりガレージ」でアイデア工作

賀詞交歓会&文化祭開催 西菅田団地(神奈川県横浜市)1月12日

寒さが一段と厳しくなった1月12日(日)、横浜市神奈川区の西菅田団地では、自治会主催の「平成26年賀詞交歓会&文化祭」が開催されました。各世代参加による「もちつき」、菅田小学校生徒による「ソーラン踊り」・「鼓笛隊演奏」も披露され、寒さを吹き飛ばすイベントとなりました。また集会所では、「文化祭」として、手芸、裁縫、生け花、絵画、パソコン教室などの作品展示も行われました。

菅田小生徒による
ソーラン踊り
鼓笛隊の演奏
当日は天候にも恵まれました



▲もちつき

◀文化祭

読者の投稿写真 「カワセミ」



千葉県・アートヒル高根台
斉藤光夫(74歳)

ウオーキングの途中で池の小枝に止まって小魚を狙うカワセミに出会いました。くちばしは鋭くて長大、体の上面は暗緑青色、背、腰は空色で「空と合点」ともいわれる美しさに感動。一瞬をカメラにとらえることができました。よい思い出になりました。

コミュニティ 広場

新しい年を迎え、多くの団地ではさまざまな新春イベントが開催されています。その中から、けやき台団地と西菅田団地の賑やかなイベントを紹介します。

新春マジックショーで初笑い けやき台団地(東京都立川市)1月28日

昭和41年に入居を開始した歴史あるけやき台団地。ここでは自治会の主催で、立川市奇術愛好会によるマジックショーが行われました。3名の愛好家による華麗なマジックは笑いあり、驚きありの連続。あっと言う間の楽しい1時間でした。また、この日は隣の部屋で健康麻雀も開催され、こちらも満席となる盛況ぶりでした。けやき台団地では、このほかにも体操、歌、囲碁・将棋、ものづくりなど、ほぼ毎日イベントが行われており、子どもから大人まで積極的に参加しています。これは東日本大震災による教訓から、住民同士の絆をより深めるため。ひとり暮らしのお年寄りをサポートする「お助け隊」や、子どもたちに勉強を教える「けやき塾」など、団地ぐるみで助け合いの精神を育んでいます。



▲多彩なマジックが披露されるたびに拍手喝采
▶週3回行われている健康麻雀も大人気!

